

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 森林田園整備課
委託業務番号	令和5年度 森田委第11号
委託業務名称	林道維持管理単価契約業務委託(第1工区)
委託業務場所	長浜市内(旧伊香郡地区を除く)
業務の概要	林道の維持管理業務 (160項目について、単価により契約し、必要な数量により発注する。)
契約期間	令和5年6月1日 から 令和6年3月29日 まで
契約年月日	令和5年5月31日
契約金額	10,000,000円(年度見込額)
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市内保町2535番地 [商号又は名称] 滋賀北部森林組合 浅井事業所
契約相手方の選定理由	林道は山間地にあることから、復旧を行う上で、林道やその周辺の状況をしっかりと把握している必要があること、落石や崩土、倒木などのリスクがあり、林道通行の安全を確保するため、適切に維持管理を行う必要がある。 滋賀北部森林組合は、公共的団体に該当することや、日常的に森林整備の業務を行う中で当該林道を通行し、状況の把握を随時行えること、林業者、森林所有者と情報交換を常に行っていることから、主要な林道以外の状況も把握しており、即時の対応が可能であることから、当該団体を選定する。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>